

2020年4月3日

国民民主党  
代表 玉木 雄一郎 様

労働者福祉中央協議会  
会長 神津 里季生

## 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う緊急要請

連日の取り組みに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、政府が各種イベントの自粛や全国の小中高への休校を要請したことに伴い、日本社会全体の混乱や経済活動の制約・自粛の流れが強まっています。こうした中で、休業・休職や失業を余儀なくされたり、不安定で低賃金の労働者の減収、住まいの喪失、新卒者の内定取り消し、中小零細事業者の経営への打撃など、市民生活に甚大な影響を及ぼし、先行き不安な状態におかれています。

つきましては、こうした状況に緊急に対応し、困難を抱えた人たちへの就労・生活・住宅等への支援や、奨学金返済・学費への支援を行うよう要請をいたします。

### 記

#### 1. 休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策など

- (1) 雇用形態を問わず、休業を余儀なくされる方への十分な所得補償を行うこと。
  - ① 雇用調整助成金について、助成率や日数等の拡充は全国一律で行うこと。
  - ② 国や自治体の要請による学校休業やイベント自粛等に伴う休暇には、特別有給休暇による対応や取得しやすい職場環境の実現を企業に対し要請すること。
- (2) 安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。
- (3) 失職者等に対して医療保険の確実な給付を行うとともに、税・社会保険料の減免を広く適用するため、所得基準の弾力的運用や特例措置を講ずること。
- (4) 中小零細企業の経営環境の早期安定化のため、実効的な融資を速やかに行い、返済猶予や返済条件の緩和なども含めて資金繰り等への支援を行うこと。
- (5) 雇用保険の基本手当について、所定給付日数・給付率の引き上げを行うこと。
- (6) 雇用と家計を支える大胆な経済対策を早急に検討し、実行すること。

#### 2. 生活保護および生活困窮者自立支援

- (1) 一斉休校や事業所の休業等による収入減少・困窮に対し、福祉事務所、生活困窮者自立支援相談所、自治体の庁内部局や関係機関の連携を強め、本人に寄り添

った包括的な相談・支援を行うとともに、生活資金が逼迫している場合は生活保護に適切につなげ速やかに保護を開始するよう自治体に周知徹底すること。

- (2) 各地域の生活困窮者自立支援事業がきめ細やかな相談・支援が十分に行える体制が確保できるよう、状況に応じて国は自治体に対して必要な支援を行うこと。
- (3) 生活困窮者を含むすべての人に医療アクセスを保障し、早期から感染拡大を防止すること。
- (4) 支援をより効果的に行うため、就労訓練期間中の交通費等を実費支給すること。
- (5) 生活福祉貸付金などの手続きを簡素化し、迅速な支援を実行すること。

### 3. 緊急住宅支援

- (1) 新たな住居喪失者を生まないために、以下の対策を行うこと。
  - ① 住居確保給付金については、離職しなければ支給されない要件を緩和し、住居喪失のおそれのある人全般に対象を拡大するとともに、支給上限額を拡充すること。
  - ② 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主への損失を補償する制度を新設すること。
- (2) 住居を喪失した人への住宅支援策として早急に以下の対策を行うこと。
  - ① 行政の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償提供すること。
  - ② 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供すること。
  - ③ 住居確保給付金の支給対象に入居一時費用も含めること。

### 4. 奨学金返済と学費への支援

- (1) 新型コロナウイルスの市民生活への影響の拡大につれて奨学金の返済に困難を来す人が急増することが想定されることに鑑み、以下の点に留意しつつ、必要な人が漏れなく返還期限の猶予を受けられるようにすること。
  - ① 返還期限猶予制度の現在の所得基準（年収 300 万円以下、給与所得者以外は年間所得 200 万円以下）を大幅に緩和すること。
  - ② 延滞があることによって、返還期限猶予制度の利用を制限しないこと。
  - ③ 新型コロナウイルスによる市民生活への影響が収束するまでの間、今後利用する返還期限の猶予期間は、返還期限猶予制度の通算利用可能期間である 10 年には参入しないこと。返還猶予期間切れで返済が困難な事情を抱える方にも同様の期間、返還期限猶予を利用できるようにすること。
  - ④ 家計急変に対応し前年度の所得基準ではなく直近 1 ヶ月分の収入証明でも認めるなど、簡易な手続きと柔軟な運用により、迅速に返還期限の猶予が受けられるようにすること。

- ⑤ 奨学金の返還者本人・連帯保証人・保証人の全てに対し、大幅に利用基準を緩和した返還期限猶予制度を個別に周知し、利用を促すこと。
  - ⑥ 日本学生支援機構の相談体制を拡充するとともに、業務量の増加にも対応できるよう人的体制の整備のための予算措置を行うこと。
- (2) 今回の事態に伴う親の収入低下やアルバイト減少による収入減で学費支払いが困難となる学生が多数生じる可能性があることから、文部科学省より各大学・短大・専門学校等に対して、学費の延納・分納や減免などに柔軟に対応するよう周知徹底するとともに、制度の改善（延納時期の延長、分納回数の増加）や、延納・分納の制度がない場合には制度の導入を要請すること。また、延納・分納を行う高等教育機関に対しては必要なつなぎ資金を公的に援助すること。
- (3) 高等教育の大学修学支援新制度については、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各大学で募集を行うこと。
- (4) 家計急変や学生生活の困窮により大学等修学支援制度や奨学金の予定人員を上回る申請者が出ることを想定した追加予算措置を講じ、給付型奨学金と貸与型奨学金の拡充をはかること。

以上